ご協力をお願

いします

て募集をおこないますの

殊法人で社員をもって組織さ はもちろん会社・団体等の 人にも赤十字社員に 特に、 ただく運動です 赤十字事業を理解 2 の運動 日赤は法に基づく特 は、 す 加入し 0 個人 人 法 N

願

いいたします

お、

後日嘱託員

さんを

誦

ご理

解

のうえ、

入して

いただきますよう

どうか、

てお

り、

でもあります

運 動

月間 5月 1 日 5 31 日

平成4年5月19日追悼

三隅町戦没者追悼式

さきの大戦において、戦陣に散り戦禍にたお れられた417人のご冥福をお祈りするため、 『三隅町戦没者追悼式』を来る5月18日午前10 時30分から、農業者トレーニングセンター多目 的ホールにおいて行います。

ご遺族の皆さんのご出席をお願いいたします。

隅町戦没者追悼式

業をおこなっています。 社会福祉援護事業その える大きな柱であ 災害救護事業をはじめ 員が納入された社資に この運 社員が 赤十 奉仕団活動、 り 動 赤十字を支 運営の 0 趣 他 出 よ 員 0

斉に

「赤十字社員增強運動」

月

日

から一

か月間へ

全国

血液事業、

展開されます。

お問い合わせは

環境保健課

☎ 3 −1900

自己負担額が60,000円から63,000円に 5月1日から高額療養費が改正されます。

自己負担限度額

63.000円

(住民税非課税世帯35.400円)

例

70,000円を病院等で支払った場合 70.000円-63.000円=7.000円

高額療養費7,000円が支給されます。

同じ世帯で、負担限度額を超す支払いが、 12か月の間に4回以上あったときは、4 回目からの負担限度額は37,200円(住民 税非課税世帯は、24,600円)になります。

例

70,000円を病院等で支払った場合 1回目から3回目までは前記①の計算例により、 4回目から、

70,000円-37,200円=32,800円 高額療養費32,800円が支給されます。

同じ世帯で、1か月に30,000円(住民税 非課税世帯は、21,000円)以上の支払い が複数ある場合は、合算して、1世帯で 63,000円(住民税非課税世帯は、35,400 円)が負担限度額となります。

例

母親Aさん30,000円を病院等で支払った場合 子どもBさん40,000円を病院等で支払った場合 合算されます。

(30,000円+40,000円) -63,000円=7,000円

高額療養費7,000円が支給されます。

長期にわたり、高額な治療の必要な病気 で厚生大臣が指定する血友病、または慢 性腎不全で人工透析の治療をうけた場合 には、高額療養費の支給対象額は1か月 1万円を超える額となります。対象者は 特定疾病療養受療証の交付をうけてくだ さい。

とおりです。

ために、 療費が一 みなさんが、 高額療養費が支給されます。 定額以上になった場合、 病気やけがでお医者さんにかかり、 自己負担を軽減する 支給基準は左表 医